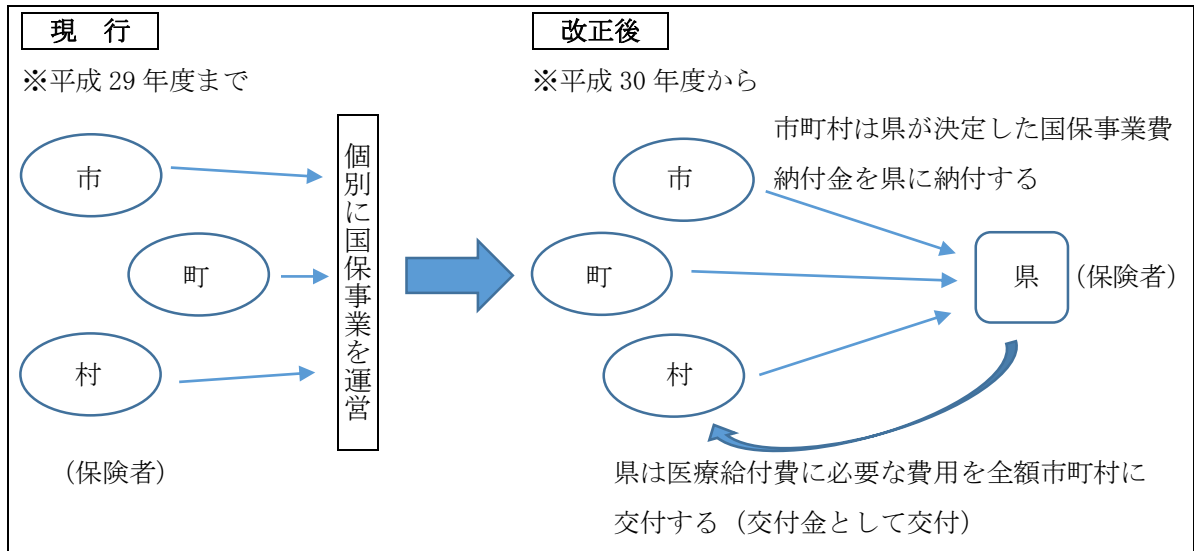


国民健康保険制度改革の方向性、都道府県と市町村それぞれの主な役割は次のとおりとなります。

改 革 の 方 向 性		
1 運営のあり方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が、県内の市町村とともに、国保運営を担う。 ○ 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。 ○ 県が、県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。 	
	県 の 主 な 役 割	市 町 村 の 主 な 役 割
2 財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>財政運営の責任主体</u> ○市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ○財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>国保事業費納付金を県に納付</u>
3 資格管理	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</u> ※4, 5も同様 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民と身近な関係の中、資格管理（被保険者証等の交付）
4 保険税の決定 賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ○標準的な算定方法等により、市町村ごとの<u>標準保険税率を算定・公表</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○標準保険税率等を参考に保険税率を決定 ○個々の事情に応じた賦課・徴収
5 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ○給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い ○市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険給付の決定 ○個々の事情に応じた窓口負担減免等
6 保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村に対し、必要な助言・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施 (データヘルス事業等)

(厚生労働省資料より)

《国保財政運営のイメージ図》



《国保事業費納付金》

納付金制度は、県が国保財政の責任主体となるため、新たに設けられた制度で、市町村が被保険者から収納した保険税を財源として、県に収めるのが国保事業費納付金です。納付金の算定方法は、県全体の医療費推計をもとに、納付金必要総額を算出し、これを各市町村の被保険者数、所得水準、医療費実績に応じて市町村ごとに案分し、県が決定します。

《市町村標準保険税率》

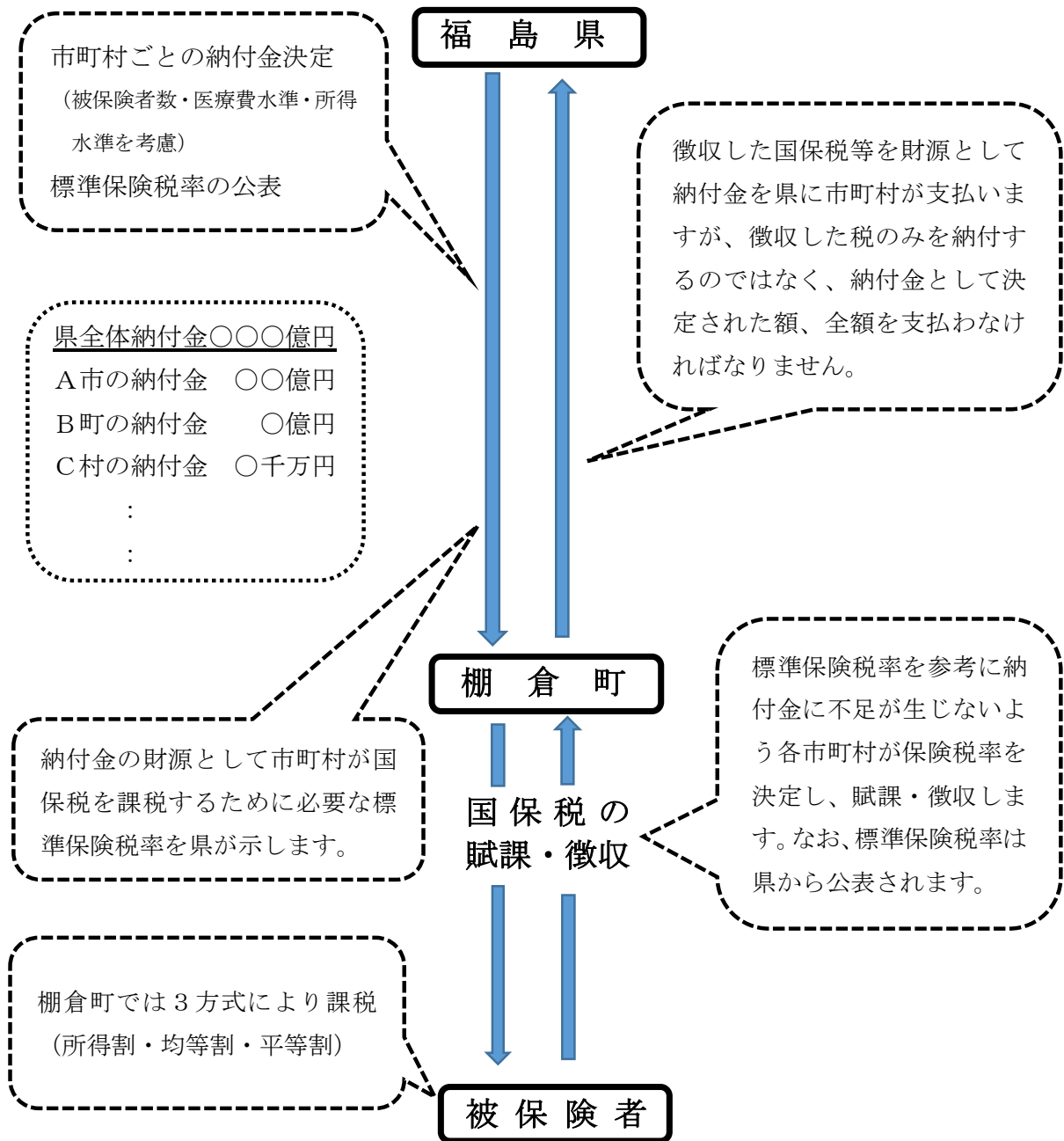
市町村標準保険税率は、県が市町村ごとに案分した国保事業費納付金額をもとに、各市町村の所得総額、被保険者数及び国保加入世帯数に応じて国保税率（所得割）及び国保税額（均等割・平等割）を県が独自に算定し公表するものです。

《国保税算定方式の改正》

棚倉町では、平成 30 年度から課税方式を現行の 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から 3 方式（資産割を除く）に改正しました。これは、県の標準保険税率の算定方法が 3 方式によることと、資産の保有が必ずしも担税能力に結びつかないことから改正したものであり、東白川郡 4 町村が足並みをそろえて実施しています。

(改正前 4 方式)			(改正後 3 方式)			
所得割	40%	}	応能割	}	所得割	50%
資産割	10%		50%			
均等割	35%	}	応益割	}	均等割	35%
平等割	15%		50%		平等割	15%

《納付金と国保税の課税・徴収のイメージ図》



《国保事業納付金の算定方法》

市町村が県に納付する国保事業費納付金は、医療費分、後期高齢者支援分、介護分の県全体の費用を推計し、そこから公費負担分を除いた額が納付金総額となります。この納付金総額に市町村ごとの所得割合、被保険者数割合、医療費水準割合などを指数化して平準化を図った上で市町村の国保事業費納付金が決まることとなります。